

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 4 年 9 月 16 日

申請者 フリガナ 氏名又は名称
 住所 〒617-0833 京都府長岡京市神足堂ケ内8番地9
 代表者氏名 株式会社 吉藤設備
 電話番号 代表取締役 吉藤 倫義
 FAX番号 TEL/FAX 075-286-3955
 メールアドレス tomoyoshi.52.11.14@fork.och.ne.jp

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)
 この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。
 ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	広陵町 上下水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	河合町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	磯城郡 水道企業団企業長		24	吉野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	上牧町 水道事業管理者				
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	王寺町 水道事業管理者				

193
224
517

様式第1 (水道法施行規則第18条関係)

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

令和 4 年 9 月 16 日

申請者 氏名又は名称 〒617-0833 京都府長岡京市神足堂ケ内8番地9
住 所 株式会社 吉藤設備
代表者氏名 代表取締役 吉藤 倫義
TEL/FAX 075-286-3955

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
代表取締役 吉藤 倫義	
取締役 吉藤 規子	
事業の範囲	管工事業
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社 吉藤設備 <small>ヨシ フジ エ ヲウ</small>
上記事業所の所在地	郵便番号 住所 〒617-0833 京都府長岡京市神足堂ケ内8番地9 電話番号 FAX番号 メールアドレス TEL/FAX 075-286-3955 tomo-yoshi.52.11.14@for.k.dcn.ne.jp
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
<small>ヨシ フジ</small> <small>トモ ヲシ</small> 吉藤 倫義	第 282438 号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

別表（水道法施行規則第18条関係）

機 械 器 具 調 書

令和 4 年 9 月 16 日 現在

種 別	名 称	型式、性能	数 量	備 考
管の切断用 機械器具	パイプカッター ニ 塩ビカッター パイプソー 金切りのこ	TC105E (3~32) TCB104 (4~28) VC-48ED Z-240 金切鋸・固定	1 1 1 1	
管の加工用 機械器具	せり パイプカじ切り器	300番・平型 REX Mini 40AⅢ	1 1	
管の接合用 機械器具	トーチランフ パイプレンチ スパナ	ガスボンベ式 MIL 250 300 350 450 600	1 1 2 1 2 1 5	
管の断水用 機械器具	パイプ断水器 ホット用断水器	SS-25型 DP-13 DP-20	1 1 1	
水圧テスト ポンプ	手動式テスト	KYOWA T-508	1	

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、
「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和4年9月16日

申請者

氏名又は名称

住 所

代表者氏名

株式会社 吉藤設備

〒617-0833 京都府長岡京市神足堂ヶ内8番地9

代表取締役 吉藤倫義

水道事業者 殿

履歴事項全部証明書

京都府長岡京市神足堂ケ内8番地9
株式会社吉藤設備

会社法人等番号	1300-01-069021	
商号	株式会社吉藤設備	
本店	京都府長岡京市井ノ内上印田2番地1 KOME JYU101	
	京都府長岡京市神足堂ケ内8番地9	令和4年5月31日移転 令和4年6月17日登記
公告をする方法	官報に掲載する方法により行う。	
会社成立の年月日	令和3年4月1日	
目的	<ol style="list-style-type: none"> 1. 管工事業 2. 空調設備工事及び通信工事等の各種電気工事業 3. ガスメーター及びガス機器の取替工事及び配管工事 4. 太陽光発電事業 5. 水道メーターの取替並びに給水管工事業及び下水道工事業 6. 建設業 7. 飲食店の経営 8. 不動産の賃貸及び売却 9. 古物営業法に基づく古物商 10. 自動車及びバイク等の買取及び販売 11. 前各号に附帯関連する一切の事業 	
発行可能株式総数	1万株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 300株	
資本金の額	金300万円	
株式の譲渡制限に関する規定	当社の発行する株式は、すべて譲渡制限株式とし、これを譲渡により取得するには、株主総会の承認を要する。	
役員に関する事項	取締役	吉藤倫義
	取締役	吉藤規子

京都府長岡京市神足堂ケ内8番地9
株式会社吉藤設備

	京都府長岡京市井ノ内上印田2番地1 KOME <u>JYU101</u> 代表取締役 吉藤倫義	令和4年5月31日住所 移転
	京都府長岡京市神足堂ケ内8番地9 代表取締役 吉藤倫義	令和4年6月17日登記
登記記録に関する 事項	設立	令和3年4月1日登記



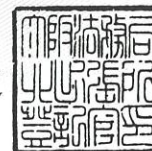
これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

(京都地方法務局管轄)

令和4年6月22日

大阪法務局北出張所
登記官

樽井克之



株式会社吉藤設備 定款

第1章 総則

(商号)

第1条

当社は、株式会社吉藤設備と称する。

(目的)

第2条

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 管工事業
2. 空調設備工事及び通信工事等の各種電気工事業
3. ガスメーター及びガス機器の取替工事及び配管工事
4. 太陽光発電事業
5. 水道メーターの取替並びに給水管工事業及び下水道工事業
6. 建設業
7. 飲食店の経営
8. 不動産の賃貸及び売却
9. 古物営業法に基づく古物商
10. 自動車及びバイク等車両の買取及び販売
11. 前各号に附帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条

当社は、本店を京都府長岡京市に置く。

(公告の方法)

第4条

当社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条

当社の発行可能株式の総数は、10,000株とする。

(株式の譲渡制限)



第6条

当社の発行する株式は、すべて譲渡制限株式とし、これを譲渡により取得するには、株主総会の承認を要する。

(株券の不発行)

第7条

当社の発行する株式については、株券を発行しない。

(株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

第8条

株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し、共同してしなければならない。ただし、会社法施行規則第22条第1項各号に定める場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第9条

当社の株式について質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印してしなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(手数料)

第10条

前2条に定める請求をする場合には、当社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

第11条

当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役の過半数の決定により、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

(株主の住所等の届出)

第12条

当社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当社所定の書式により、その氏名又は名称、住所及び印鑑を当社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき、同様とする。



第3章 株主総会

(招集及び招集権者)

第13条

当会社の株主総会は、定時株主総会及び臨時株主総会とし、定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

2 株主総会を招集するときには、会日の1週間前までにその通知を当該株主総会で議決権を行使することができる株主に対して発する。

3 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長が招集する。

(議決権の代理行使)

第14条

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。

2 前項の場合には、株主又は代理人は、代理権を証する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

3 株主又は代理人は、前項の書面の提出に代えて、法令に定めるところにより、当会社の承諾を得て、代理権を証する書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

(議長)

第15条

株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故があるときは、株主総会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(決議の方法)

第16条

株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議事録)

第17条

株主総会の議事については、その経過の要領及びその結果等を記載又は記録した議事録を作成し、議長及び出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行い、当会社本店において10年間備え置く。

第4章 取締役及び代表取締役

(取締役の員数)

第18条

当社の取締役は、1名以上とする。

(取締役の選任)

第19条

当社の取締役は、当社の株主の中から選任する。ただし、必要があるときは、株主以外の者から選任することを妨げない。

2 当社の取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によってこれを選任する。

3 取締役の選任は、累積投票の方法によらない。

(取締役の任期)

第20条

取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠として又は増員により選任された取締役の任期は、前任取締役又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び社長)

第21条

当社に取締役を2名以上置くときは、取締役の互選により、代表取締役1名を定める。

2 代表取締役は、社長とし、会社の業務を統括する。

3 取締役が1名の場合は、当該取締役を代表取締役社長とする。

(報酬等)

第22条

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によってこれを定める。

第5章 計算

(事業年度)

第23条

当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までの年1期とする。

(剰余金の配当等)

第24条

剰余金の配当は、毎事業年度末日における最終の株主名簿に記載若しくは記録された株主又は登録株式質権者に対して行う。

2 剰余金の配当がその支払提供の日から3年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払の義務を免れるものとする。

第6章 附則

(設立に際して発行する株式数等)

第25条

当会社が設立に際して発行する株式数は、300株、1株の払込価額は金1万円とする。

(設立に際して出資される財産の価額及び資本金)

第26条

当会社の設立に際して出資される財産の価額は、金300万円とする。

2 当会社の成立後の資本金の額は、金300万円とする。

(最初の事業年度)

第27条

当会社の最初の事業年度は、当会社の成立の日から令和4年3月末日までとする。

(設立時取締役及び設立時代表取締役)

第28条

当会社の設立時取締役及び設立時代表取締役は、次のとおりとする。

設立時取締役 吉藤倫義

設立時取締役 吉藤規子

設立時代表取締役 吉藤倫義

(発起人の氏名、住所及び設立時に引受ける株式数等)

第29条

発起人の氏名及び住所並びに設立時に引受ける株式数及びこれと引換えに払い込む金銭の額は、次のとおりである。

住所 京都府長岡京市井ノ内上印田2番地1 KOME JYU101

氏名 吉藤倫義

300株 金300万円

(法令の準拠)

第30条

本定款に定めのない事項については、すべて会社法その他の関係法令による。

以上、株式会社吉藤設備設立の為に、発起人吉藤倫義の定款作成代理人である行政書士小林章浩は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名する。

令和3年2月21日

発起人 吉藤倫義

上記発起人1名の定款作成代理人

東京都新宿区北新宿3丁目2番16-1006号

行政書士 小林章浩





同一の情報の提供

提供の日付： 2021年3月22日

公証人： 13010023 天 野 和 生

所属法務局： 京都地方法務局

公証役場： 京都公証人合同役場

京都市中京区東洞院通御池下る笹屋町
436番地の2
シカタ ディス ビル5階



請求対象の登簿管理番号： 21-1301002302001147

請求対象の文書種別： 電磁的記録の認証

請求対象の認証日： 2021年3月22日

請求対象の処理公証人： 13010023 天 野 和 生

所属法務局： 京都地方法務局

公証役場： 京都公証人合同役場

京都市中京区東洞院通御池下る笹屋町
436番地の2
シカタ ディス ビル5階

これは、保存された電磁的記録に記録された情報と同一であることを証する。

以上余白

この写しは、定款の原本と相違ないことを証明します。

令和4年 9 月 30 日

〒617-0833 京都府長岡京市神足堂ケ内8番地9

株式会社 吉藤設備
代表取締役 吉藤倫義



第二八二四三八号

給水装置主任技術者免状

本籍 京都府

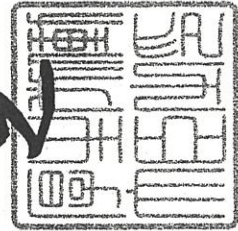
氏名 吉藤 倫 義

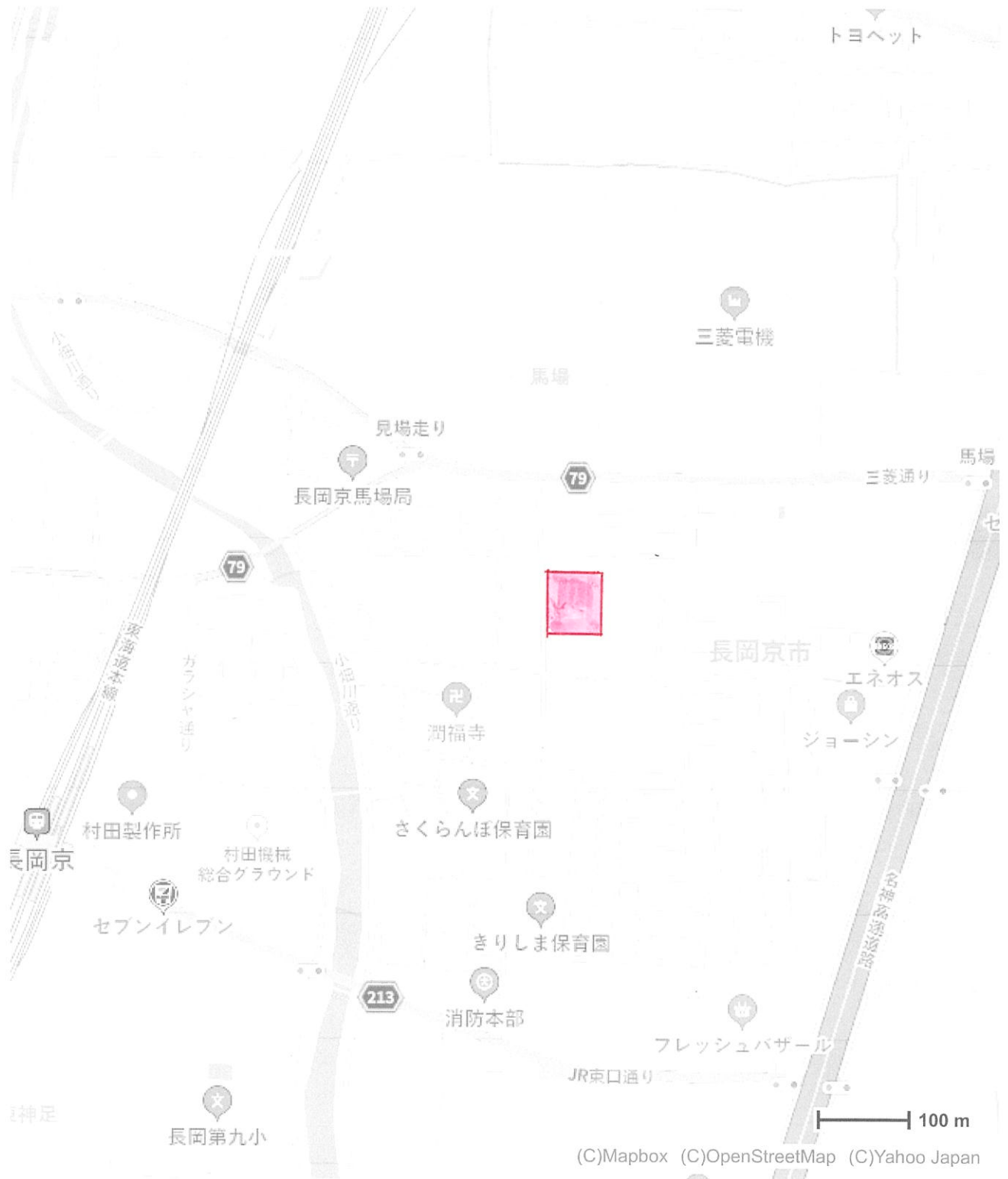
昭和五十二年十一月十四日生

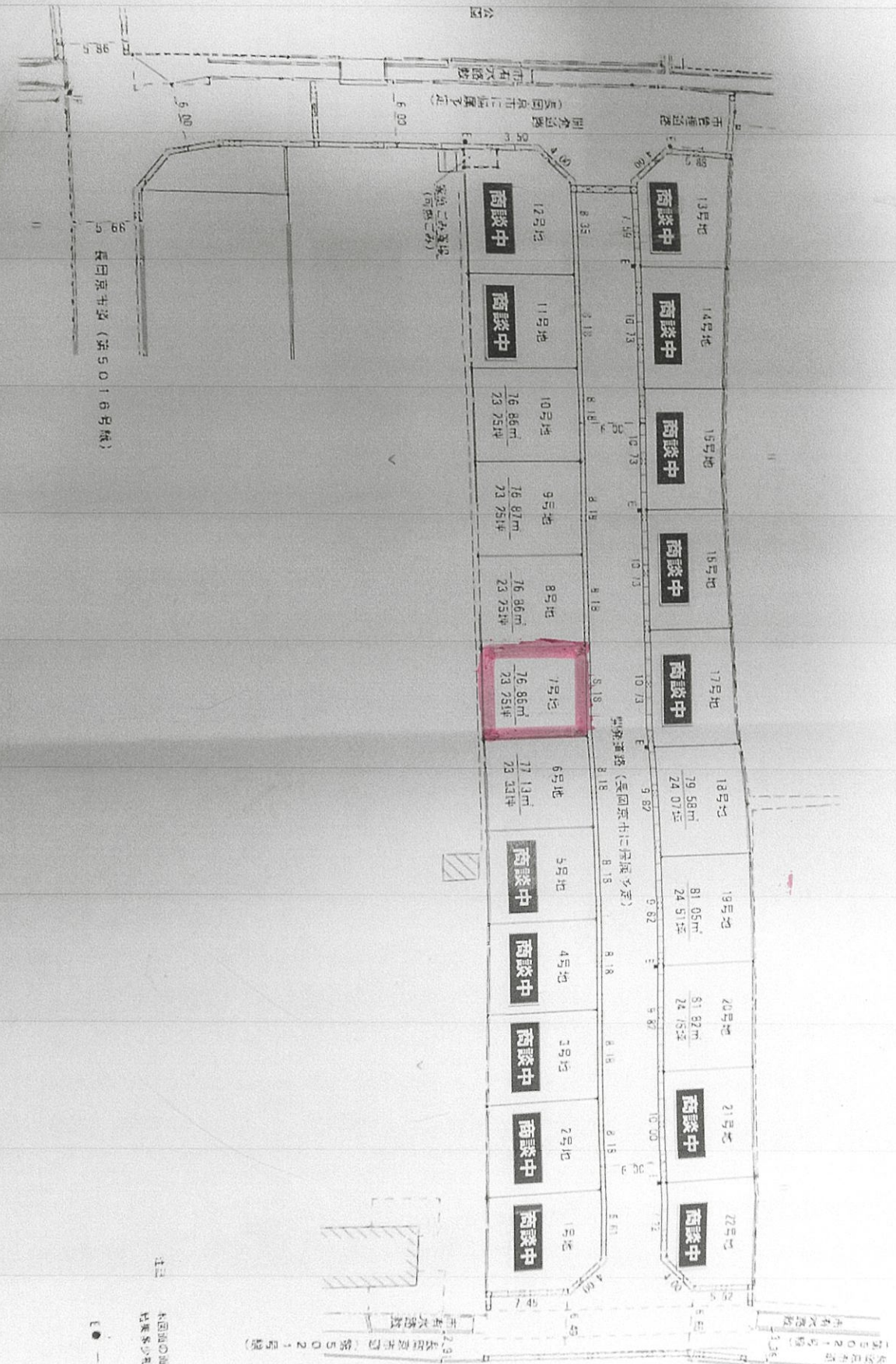
水道法(昭和五十年法律第百七十七号)の
規定により給水装置主任
技術者免状を交付する。

令和四年七月二十日

厚生労働大臣 後藤 茂之







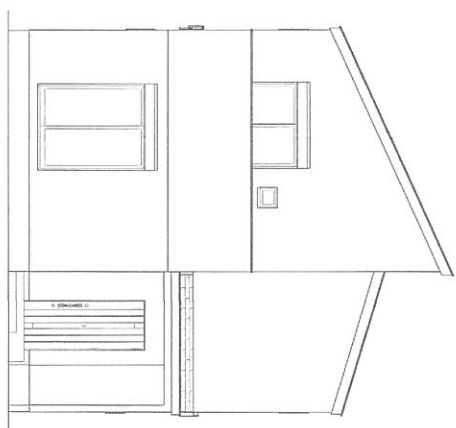
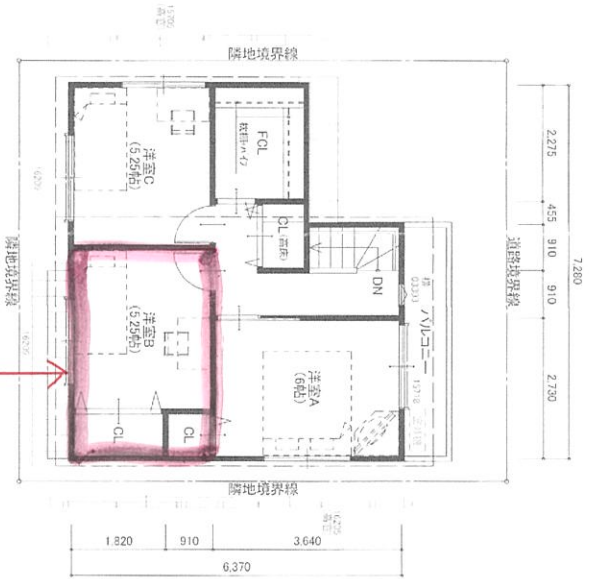
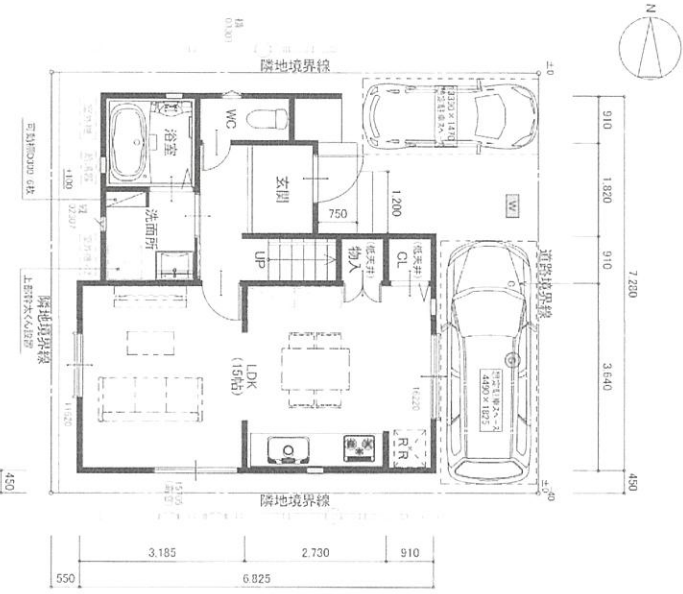
長岡京市道 (第5016号線)

長岡京市道 (長岡京市に所属する)

長岡京市指定方員1票
用途地域 第三種住居地域
地積率 40.0%
容積率 20.0%
防火指定 準防火地域

本図は、本図の作成に当たって、関係機関等に調査した結果に基づき作成されたものであり、本図の正確性を保証するものではありません。

階数・構造	■木2 □木3 その他 □木4 (準耐)	築地面積	約 76.86 m ²
商品区分	□建売 □地外 ■売建	建築面積	約 23.25 坪
防火地域	■準防火地域 □第2種区域	1F床面積	43.06 m ²
2F出隅数	5箇所	2F床面積	41.41 m ²
付底数 (P)	2P	延べ床面積	82.82 m ²
屋根形状	□切妻 ■棟造 □片流 □寄板(片) □寄板(両)	施工床面積	25.05 坪
許容耐力底計算	□有り ■無し		
部屋数	■3LDK □4LDK	※天井収納庫なし	26.80 坪



- このプランは計画段階の為、行政指導・建築工事に伴い変更の可能性があります。
- このプランはオプション項目を含みます。
- 壁面計算により、壁の位置等が変更になる場合があります。予めご了承ください。

S=1/100 910Eメール
更新履歴
2021/10/06
承認

1/50 400
21/10/9



★事業所（外観）



★事業所（室内）

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 4 年 9 月 16 日

申請者 ^{フリガナ}氏名又は名称
 住所
^{フリガナ}代表者氏名
 電話番号
 FAX番号
 メールアドレス

〒617-0833 京都府長岡京市神足堂ケ内8番地9
 株式会社 吉藤設備
 代表取締役 吉藤倫義
 TEL/FAX 075-286-3955
 tomoyoshi.52.11.14@fork.ocn.ne.jp

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	広陵町 上下水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	河合町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	磯城郡 水道企業団企業長		24	吉野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	上牧町 水道事業管理者				
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	王寺町 水道事業管理者				

様式第3 (水道法施行規則第22条関係)

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

令和4年9月16日

届出者

氏名又は名称

住 所

代表者氏名

株式会社 吉藤設備

〒617-0833 京都府長岡京市神足堂ケ内8番地9

代表取締役 吉藤倫義

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の選任の届出をします。

選任

解任

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社 吉藤設備	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
吉藤 倫義	第282438号	

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

第二八二四三八号

給水装置事主任技術者免状

本籍 京都府

氏名 吉藤 倫 義

昭和五十二年十一月十四日生

水道法(昭和五十年法律第七十七号)の
規定により給水装置事主任
技術者免状を交付する。

令和四年七月二十日

厚生労働大臣 後藤 茂之

